青森県教育委員会第746回定例会会議録

期 日 平成23年3月23日(水)

場 所 県庁人事委員会室

議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 県重宝の指定、県技芸の保持者の追加認定及び県無形民俗文化財の指定

について・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

その他 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害等について

職員の懲戒処分の状況について

平成23年3月23日(水)

・開会 午後1時30分

・閉会 午後1時52分

・ 出席者の氏名

鈴木秀和、福島哲男、高橋幸江、清野暢邦、橋本都(教育長)

・説明のために出席した者の職

川村教育次長、白石教育次長、川村参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長

• 会議録署名委員

高橋委員、清野委員

・書記

鈴木学、中村尚吾

議事

報告第1号 議案に対する意見について

(貝守教育政策課長)

県議会第265回定例会に提出された「平成22年度青森県一般会計補正予算(第8号) 案(教育委員会所管分)」について知事から意見を求められたが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、報告するとともに同意した議案の内容について説明する。

「平成22年度青森県一般会計補正予算(第8号)案(教育委員会所管分)」について、今回の補正予算の歳出予算額は、14億1,816万9千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると補正後の歳出予算額は、1,404億8,154万9千円となるものである。

なお、計上した歳出予算の主な事業等についての説明は省略する。

加えて、今回の報告第1号に含まれていないが、今般の「東北地方太平洋沖地震」に係る県立学校ほか教育施設の災害復旧に要する経費1億3,700万円を平成23年度補正予算(専決第1号)として、本日、知事において専決処分したので報告する。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、報告第1号については了解した。

議案第1号 県重宝の指定、県技芸の保持者の追加認定及び県無形民俗文化財の指定に ついて

(岡田文化財保護課長)

平成23年3月6日に開催さた青森県文化財保護審議会から、県重宝として「陸奥国津軽郡之絵図(正保国絵図写)」を指定し、県技芸「根笹派大音笹流錦風流尺八」の保持者として「平尾雄三」、「藤田昌宏」両氏を追加認定し、県無形民俗文化財として「相内の虫送り」を指定することが適当であるとの答申があったため、提案するものである。

「陸奥国津軽郡之絵図(正保国絵図写)」は、江戸幕府の国絵図事業により、弘前藩が正保2年(1645年)に幕府に提出した正本の控えである副本を、藩が貞享2年(1685年)に写したものである。正本・副本については、既に焼失していることから、弘前藩が公的に作成した国絵図としては現存する最古のものであり、津軽領全域を描いた絵図としても最古級のものと考えられる。また、本県の歴史を知る上で貴重な資料であり、

県重宝として指定し、永く保護すべきものと考えている。 ゃすちか

県技芸「根笹派大音笹流錦風流尺八」は、弘前藩九代藩主寧親の命により、吉崎八彌好道が下総の一月寺に入門して習得し伝えたものであり、今日まで津軽地方に継承されてきた技芸である。「津軽十調子」と呼ばれる独特の伝承曲があり、奏法も特徴的であることから昭和56年に県技芸に指定され、現在、その保持者は須藤任子氏、山田史生氏の2名のみとなっている。

「平尾雄三」、「藤田昌宏」両氏は、指定当初の技芸保持者であった故後藤清蔵門弟として、錦風流の伝承曲をすべて習得し、演奏も一定のレベルに達している。貴重な流派であるこの技芸を後世に伝承していくために、後継者である両氏を技芸保持者として追加認定するものである。

「相内の虫送り」は、津軽一円で行われる「虫送り」行事の中でも、ムラ全体の行事としての賑わいと稲作に関連する習俗をよく保ち、かつ民俗芸能がムラ全体の行事に集約されて行われている様子が顕著に認められることから、津軽地方の虫送りの典型とすることができる。本県の民俗文化を知る上で貴重な伝承であり、県無形民俗文化財として指定し、永く保護すべきものと考えている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(高橋委員)

「根笹派大音笹流錦風流尺八」とは、どういう特徴の流派なのか。

(岡田文化財保護課長)

虚無僧が吹いた尺八の一流派である。津軽独特の内容で「津軽十調子」と呼ばれる伝承 曲を持ち、奏法も豪壮なものに発展している。他県にも錦風流尺八の奏者がいるが、これ は津軽地方から伝わったものである。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

その他 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害等について

(橋本教育長)

去る3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」について、昨日現在の教育委員会関係の被害状況等を報告する。

まず、被害状況は、児童生徒や教職員、教育施設の利用者などの人的被害はなく、施設被害についても、幸いにして校舎倒壊など大規模な被害はなかった。

次に、主な影響や対応状況として、県立高校入学者選抜(後期選抜)を3月17日の午後に延期し、無事実施することができた。

また、資料のとおり多くの学校で休校措置を行い、県立図書館などでも休館等の対応をしている。

なお、後期選抜の実施延期や休校などの情報は、速やかに県教育委員会ホームページに 掲載するとともに、報道依頼して情報提供を行っている。

今回の地震及びこれに伴う大津波は、ほとんどの子どもたちが学校にいる時間帯の発生であったが、幸いにも、すべての児童生徒が無事であったことは教職員の使命感やこれまでの学校における避難訓練等の成果によるものと考えている。

本県では、まだ十分とはいえないまでも学校教育活動を再開することができたが、岩手・宮城・福島などの県では、依然として、学校教育活動はもとより基本的な生活を行うための環境が整っていない状況にあることから、本県に被災地の児童生徒を円滑に受入れできるようにするなど、可能な限り支援して参りたいと考えている。

今後も、一日も早く子どもたちの教育環境が平常に戻るよう、適切に対応して参りたい。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

この度、震災が発生したことにより様々な影響があると思われるが、今年開催予定のインターハイについては予定どおりに開催することは可能なのか。

(増田スポーツ健康課長)

今回の地震による平成23年度全国高等学校総合体育大会の開催への影響について、本県、秋田県及び宮城県における競技会場施設等への大きな被害は報告されていないが、岩手県の一部では被害状況が不明とのことである。

大会の主催者である全国高等学校体育連盟では、各開催県の状況を確認中とのことであり、現在のところ、大会開催の可否を含め今後の方向性等について見解を示していない。 従って、青森県実行委員会としては、当面はこれまでの計画に基づいて準備を進めていく こととしている。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、平成23年東北地方太平洋沖地震による被害等については了解した。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(奈良教職員課長)

2月1日から昨日までに行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的な影響が大きな事 案について説明する。

事案1は、三八地域の高等学校教諭が平成22年11月20日午前9時48分頃、八戸市内の市道において酒気を帯びた状態で自動車を運転したもので、停職4月の懲戒処分を行ったものである。本事案は、飲酒後相当時間を経過していると認められることから、処分量定を軽減したものである。

事案2は、上北地域の高等学校教諭が平成22年12月29日午前11時頃、青森市内の書店において書籍3冊、合計7,203円相当を窃取したもので、停職4月の懲戒処分を行ったものである。

(橋本教育長)

ただいまの報告のとおり、教職員による不祥事が後を絶たない状況となっていることは 極めて遺憾である。

このため、本日付けで市町村教育委員会及び県立学校に対し、

- ・ すべての教職員に、公務員としての使命感や責任感について強い自覚を促すよう、改めて指導の徹底を図ること
- ・ 研修用資料を計画的に校内研修等で活用すること

などについて通知したところである。

また、新年度の各種会議において、服務規律の確保の徹底について働きかける予定である。今後もあらゆる機会を通して、指導を徹底して参りたい。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

事案3について、治療が必要な怪我を体罰によって負わせているが、被害生徒及びその 保護者への対応はどうなっているか。

(奈良教職員課長)

この事案は、部活動指導中に拡声器で後頭部を1回叩いたものだが、拡声器が軽量の樹脂製で、先端が薄く鋭利になっていたため傷を負ったと思われる。教諭は、叩いて出血があったため、すぐに保健室で応急措置を行った後、保護者に連絡して生徒を病院に連れて行った。病院においては、生徒と保護者に謝罪し、治療費を負担しており、その後管理職とともに家庭訪問して、改めて生徒及び保護者に謝罪し理解を得ているとのことである。

(清野委員)

一つ目として、生徒側は納得し了解したのか。二つ目として、傷害罪や暴行罪は親告罪ではないので、今後この件は刑事事件になることはないのか。またこの体罰についてどう考えているのか。三つ目として、今回の件では加害教諭が生徒の治療費を個人負担したというが、こういう場合は、加害教諭があくまで個人で負担するべきものなのか、公金から支払われるものなのか。

(奈良教職員課長)

一つ目について、この生徒は1週間後に部活動に参加しており、体罰後2週間程度で完治した。保護者からもその後は何も連絡がないとのことであった。二つ目について、今回の体罰は2週間で完治している。また、保護者も大げさにはしたくないと診断書を提出していないとのことである。三つ目について、公金負担とすべきかはともかく、今回は当該教諭が自らの責任によるものとして治療費を負担したものである。

(清野委員)

今後、体罰などがあった場合、治療費を公金支出する判断基準というものはあるのか。

(白石教育次長)

体罰はあってはならないことである。判断基準ということではないが、公金で支出するには、支出するための根拠が必要となる。根拠として、法的には国家賠償法の適用が考えられる。これは、公務員である教員がけがを負わせた場合、県又は市町村が支払うというものである。ただし、県又は市町村は一旦支払った後に、その教員個人にその分の損害額を請求するということも起こりうる。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、今回の職員の懲戒処分の状況については了解した。